

※質問	※回答
・都市計画道路小田赤池線の切盛り土について、道路に而している関係で道路がどういう高さになるのか教えてください。	・都市計画道路の交差点付近の勾配は2.5%以下とする基準があり、急な勾配は規制上できません。交差点付近を頂点とし緩やかな下り勾配になり、その先の勾配は約2%となっています。
※質問	※回答
・特殊道路とはどういうものですか。また、こういった構造なのですか。	・特殊道路とは歩行者専用道路のことで、車両が通行できない道路です。当地区における特殊道路の幅員は、4mと8mなっています。急勾配となりますが、人が歩く分には問題ない勾配です。構造は階段形状、スロープ形状等があり今後検討します。
※質問	※回答
・階段方式にすると、自転車、バイクが通れませんが。	・バイクは車両になるので通行できません。あくまでも歩行者等の通路となります。構造に関しては、階段形状（真ん中にスロープを付けたもの等）、緩やかなスロープで折り返すなど、その場所の状況で異なると考えています。
※質問	※回答
・都市計画道路と8m道路が急な勾配になっていますが、緩やかなものに出来ないのですか。	・駅から現道へはかなりの勾配となっています。このため、この高低差が固定されてしまうため変えることが出来ません。
※質問	※回答
・各宅地の造成高はどのようになるのですか。	・基本的には、各両地に接する道路のうち一番高い箇所にプラス20cmした宅地高となります。仮換地指定した宅地毎に設定します。
※質問	※回答
・商業地区と国道との高低差はどのくらいあるのですか。	・最大で約10mの高低差となる計画をしています。
※質問	※回答
・今回の工事では10万㎡を外に搬出されるそうですが、事業全体では何㎡の搬出を考えられているのですか。	・現在の計画では、約45万㎡の土砂搬出を考えています。
※質問	※回答
・今後、土を搬入してくることは無いのですか。転用できるのであれば、仮置きをして再利用すれば安くなると思う。	・搬入の予定はありません。
※質問	※回答
・都計道路は国の補助金を活用しながら工事をやるのですか。	・国の補助金を活用するために、今回の工事では粗造成だけ行い、来年度からは補助金を導入し整備を行う計画です。
※質問	※回答
・補助金が計画どおり付かなければ、事業を遅らせる判断を行うのですか。	・補助金の付き具合をみて、対処策を判断することになると思います。
※質問	※回答
・26年以降の工事も気になるが、どのようになるのですか。 ・説明会の内容が、もう少し分かる案内を送付物に入れてもらうようお願いします。	・4月以降に具体的になる予定です。 ・検討します。
※質問	※回答
・本格的に工事が始まりますが、移転補償はいつ頃から始まるのか、予定を教えてください。	・移転補償に関しては、既に始まっております。仮換地指定の前の段階から、商業街地の底地に建物を所有されている方々を対象に、協力いただいた方々から順次物件調査を実施し、昨年11月に金額提示をさせていただきました。今年に入ってから、これらの補償契約・物件撤去と進んでおります。今後は、既に物件調査を実施した鷺池周辺の物件確認を、この3月後半から、順次ご本人に確認していただく予定をしています。それ以外の補償調査等は工事工程を勘案し、順次進める計画をしています。

※質問	※回答
・山田池から鷺池に水が流れていますが、水を抜くことにより、生活排水が流れ悪臭が発生するので、調整池をなるべく早く完成するよう要望します。完成はいつ頃の予定ですか。	・1号調整池は発注済であり、工期は平成25年3月となっています。
※質問	※回答
・宅地の造成はどのようなのですか。	・基本的に道路より高い1枚盤の宅地を造る計画をしています。
※質問	※回答
・仮換地に高低差がある場合の宅地造成はどうなるのですか。	・組合としては、高低差が2m以上生じる部分は擁壁を設置する計画をしています。なお、2m未満の部分は法面造成となります。
※質問	※回答
・法面は崩れないのですか。崩れた場合は誰が直すのですか。	・事業中は組合で補修し、宅地の引渡し後は個人となります。
※質問	※回答
・換地説明時の図面と今日の図面が違う。まだ変わるのですか。	・本日配布した図面は、現在事業計画認可を頂いたものです。仮換地説明会時の段階では、変更案としての提示で了解を得て説明させていただきました。現在、正式な事業計画変更認可の手続き中であり、認可は4月を予定しています。
※質問	※回答
・先程の説明の中で、「事業完了後の責任は個人」とのことについて、工事の施工に瑕疵があった場合は、「事業者を訴えることができる」と弁護士から聞いているので、その方面の方に確認してください。	・確認します。 (工事の施工で明らかに施工業者若しくは事業者に瑕疵があることが明確であれば、そのようなこともできると考えられます。)
※質問	※回答
・今後の工事で、立入禁止区域はどこになりますか。また、立入禁止区域となる地区住民へは、案内があるのですか。	・地区内外で居住されている方々のライフライン等を確保し、工事を行っていきます。工事中は、迂回していただく等ご不便をおかけすることになると思います。工事の案内については、区画整理日より、組合HP等で順次案内することを予定しています。
※質問	※回答
・イトーヨーカ堂の建築工事の時期は何時頃ですか。	・商業施設の設計及び工事は、イトーヨーカ堂で並行して進めることとなります。現状では、建物等建築工事は1年先となる予定です。なお、都市計画道路については、平成26年度当初の開通を目標としています。
※質問	※回答
・安全管理上、工事現場にフェンスを設置してください。また、中の様子が見えるようなフェンスも部分設置してください。	・工事エリアの全てにフェンスを設置することは無理ですが、必要に応じて高さ3m程のフェンスの設置を安全等を考慮し設置を考えていますが、時期・場所等に関しては逐次検討していきます。なお、工事範囲は、現場で順次看板・テープ等で明示したいと考えています。併せて、住民の皆様方に声掛けしながらやりたいと考えています。
※質問	※回答
・土の対策はどうするのですか。	・土砂の搬出に関してダンプの搬出ルートは、駅前を避けたいと考えています。また、車両のタイヤを水洗い出来るような設備の設置も計画しています。
※質問	※回答
・住んでいる方へ通行証明書は、発行するのですか。	・車両通行等については、住民の皆様を優先とします。また、工事車両については工事関係車両であることが識別できるような表示を検討しています。
※質問	※回答
・鷺池は、現在何の工事を行っているのですか。	・鷺池の工事については、赤池財産区発注の工事のため直接確認してください。
※質問	※回答
・今後このような組合とは別の管轄の工事はあるのですか。	・ライフラインの関係で電気事業者等については、別工事となります。基本的には、区画整理地内の工事は、組合が発注する工事となります。

※質問	※回答
・「組合だより」は、年2回なのですか。	・「組合だより」の発行は、年2回に拘っている訳ではありません。状況により、増とすることもあります。組合員以外の方への周知方法は、地元と相談して回覧等を検討しています。
※質問	※回答
・工事等の案内はその都度ですか。	工事エリア等限られた箇所への情報は全てに提供する必要はないと考えていますので、先程説明したとおり、個々に案内させていただく予定をしています。
※質問	※回答
・幹線道路は、H26年度供用開始ですか。	・現在の計画では、平成26年度供用開始予定です。
※質問	※回答
・地区全域の工事の手順はどうなっているのですか。	・徐々に工事エリアを広げながら進めていくこととなります。
※質問	※回答
・工事施工の時間帯の予定はどうなりますか。	・詳細はまだ決まっていますが、通常工事時間帯は、午前8時から午後5時です。但し、通勤・通学時間帯を避けることも検討したいと考えています。今後学校等と協議し、決めたいと考えています。
※質問	※回答
・CO2（二酸化炭素）排出量を測定されたい。月ごとの集計で構わない。	・技術担当者と調整して、極力できるよう検討します。
※質問	※回答
・特殊道路とはどういうもの、どういった構造なのか、また特殊といった表現がなされているのか具体的に説明してください。	・特殊道路とは歩行者専用道路のことで車両が通れない道路と位置付けています。幅員は4m、8mとなっています。
※質問	※回答
・鷺池はそのまま埋めていくのですか。	・地区内部分に関しては、上部の堆積（ヘドロ）部分を処理した上で、宅地として整備をしていきます。
※質問	※回答
・今日提供された資料も含めて今後、ホームページで公開されますか。	・3月12日に開設する組合ホームページで工事に関する状況や現状等をアップしていく予定をしています。
※質問	※回答
・鷺池はどの程度まで埋立を行うのですか。	・鷺池の前面道路と同じ高さまで整備する予定をしています。
※質問	※回答
・基本的には鷺池の周辺は商業施設となるのですか。	・近い将来、鷺池周辺は商業地域として用途変更されます。ほとんどが個人の換地のため、どのように土地活用されるかは個人の判断となります。
※質問	※回答
・鷺池の前面道路が塞がれると、駐輪場へ入る導線はどうなるのですか。また、駐輪場に隣接する南側道路（地区外）からバイクが入らないよう閉鎖してもらえると市より聞いているのですが、どうなるのですか。近隣住民は大変迷惑をしています。	・組合として当該道路を閉鎖しますということとは言えませんので、日進市へ、このようなお話があったこととお伝えします。
※質問	※回答
・ホームページに問合せ等ができるようしてもらえますか。	・組合の方からは、ブログ形式で情報を提供する予定をしています。皆さんからのご意見に関しては窓口をホームページ上に設けているので、そこに投稿していただけたらと思います。
※質問	※回答
・ホームページには担当者の名前も掲載されるのですか。	・原則担当者個人の名前の掲載は予定していません。組合に常駐の事務員がいますので、事務員に質問やお問合せをしていただき、折り返し担当者から電話をさせていただく方法で対応したいと考えています。

※質問	※回答
・都市計画道路赤池駅前線、小田赤池線と駅前から通じる地区界隣接道路の取り扱いはどうなるのですか。また、小田赤池線と従前道路の交差点に信号はつくのですか。	・地区内外の道路の取り扱いについては、現在警察と協議中です。また、現時点では、小田赤池線と従前道路の交差点に信号機が設置される予定はありません。
※質問	※回答
・工事車両が駅前から入ってくると、従前道路は幅員が狭く、危ないと思われます。組合はそれに対してどう対策を講じているのですか。	・現状をみると、従前道路に工事車両が出入りすると通行人等に迷惑をかけることになるので、なるべく駅前からのルートは避けたいと思っています。また、国道153号線に早く出れるようなルートを検討したいですが、周辺状況を考慮し、ルートを決めて行きたいと考えています。
※質問	※回答
・工事は、平日、休日問わず行うのですか。	・工事は、基本的には日曜日は休みとなります。ただし、天候等の関係で工程的に厳しい状況になれば、日曜日も行うことがあります。
※質問	※回答
・平成25年3月まで商業街区を中心に整地工事をし、翌年都市計画道路小田赤池線及び箕ノ手中央線を築造する計画であると聞きましたが、商業施設の着工と同時進行していくのですか。	・組合としては、商業街区用地を整備し、イトーヨーカ堂に引渡します。その後イトーヨーカ堂が法的手続きを行うことになります。商業街区周辺道路築造工事は、その法的手続きが終わった後に行うので、平成25年度におきましては、組合の工事とイトーヨーカ堂の建築工事が一部重複する部分があると思います。
※質問	※回答
・イトーヨーカ堂は商業地域のどの範囲に建てられるのですか。	・商業地域内で規模が一番大きい街区（面積は45,000㎡）をイトーヨーカ堂に売却することになっていました。イトーヨーカ堂は当該街区をSC施設や駐車場として活用され、平成26年度に開店予定として計画されております。なお、許認可手続きに相当な時間がかかり、組合としても確定的なことは言えませんが、具体的に言えば、イトーヨーカ堂より地域住民に対して説明されると思われます。
※質問	※回答
・鷺池の埋立地に高層マンションが建てられる可能性はあるのですか。	・個人の所有地となりますのでわかりませんが、用途等を含め、技術的には可能ではないかと思われます。
※質問	※回答
・このような説明会は今後もあるのですか。今後も、是非定期的に開いてもらいたいと思います。	・基本的には聞く考えはなく、ホームページ等でお知らせして行く方法で対応したいと考えています。なお、要望に対しては、組合として検討してみます。
※質問	※回答
・イトーヨーカ堂の建物の完成図はないのですか。	・建築計画についてはイトーヨーカ堂で考えられており、現時点では建物の完成図は組合にはありません。
※質問	※回答
・もし、イトーヨーカ堂の業績が悪くなって出店をやめとなった場合、代わりの店はあるのですか。	・区画整理事業としましては宅地を整備し、イトーヨーカ堂に土地を売るという約束になっていますので、仮定の話はわかりません。
※質問	※回答
・商業用途区域内にある教会やマンションは残るのですか。	・同エリアには教会やマンションのほか戸建住宅もありますが、基本的には残る計画をしています。
※質問	※回答
・高さ（レベル）がどうなるのか知りたいのですが。	・都市計画小田赤池線については、駅前線との交差点部が最も高く、国道153号線に向かって緩やかな勾配となります。地区内の道路については、施行地区内に残る地区外のところを基点として高さを設定することになります。なお、道路計画高に関しては、組合事務所で閲覧することができますが、コピーはできません。
※質問	※回答
・高さに関する図面はホームページで見ることができるのですか。	・ホームページに掲載する予定はありません。

※質問	※回答
・工事等で問題が生じたとき、どこに連絡すればよいのですか。	・組合事務所の方に連絡して下さい。（午前9時から午後4時まで）
※質問	※回答
・主要道路より低くなる宅地はあるのですか。	・主要道路より低く、窪地になるような宅地はありません。
※質問	※回答
・3mの仮囲いをされ、ダンプが入ってくると、小さな子供が危険にさらされるため、今の段階でいいのでどこからダンプが入るのか決まっているのであれば教えてください。	・ダンプが通る具体的なルートについてはまだ決まっています。
※質問	※回答
・地区内の中抜き部分には多くの児童がいるが、安全通路とか行程表など親が判断できるような資料を組合から提供してもらえませんか。	・工事を行う前には個別に説明又は資料等を提供する予定をしています。
※質問	※回答
・そこでいう「個別」とは、「個別のお宅」という意味なのですか。それともこのような場（説明会）が個別ということなのですか。	・今回の工事説明会は、平成23年度及び平成24年度工事に関する説明会であり、今後、どのような形で工事を発注していくか、どの様に説明して行くかはまだ具体的には決まっています。しかし、地区除外の方についても組合工事でご迷惑をおかけすることから、何らかの形で必ず説明等をさせていただき計画をしています。
※質問	※回答
・私の家は大変古いので、重機が入ってくると家が潰れるとか、ひびが入るかもしれない。そのような場合はどうしたらよいのですか。	・工事に接するところについては、工事前に家屋調査をする計画をしています。そして、工事が終わった後も確認調査をさせていただき予定です。
※質問	※回答
・今回の工事で、どこから工事を始めるのですか。資料はないのですか。	・どこから工事を始めるのか地区内や地区周辺を調査・検討して決めたいと思います。
※質問	※回答
・工事に関する苦情について、区画整理組合の平常勤務時間帯（9：00～16：00）には連絡できないので、徳倉建設のメールアドレスを公開していただき、そこにクレーム等を書き込むようネット環境を整備したらどうか。また、ロードマップも含めて、工事状況等をネット配信していただくようお願いしたい。（例；〇〇日～〇〇日まで、ここの場所が工事車両の出入り口になる）	・ホームページを開設すると、メールアドレスも公開します。そのアドレスにクレーム等を送付すれば、リアルタイムとはいかないが、組合としては対応させていただくことを考えています。
※質問	※回答
・地区隣接居住者にも迷惑をおかけすると言われたが、中抜き地域の道路を使って工事をを行うのですか。	・中抜き地域の道路をダンプが通ることは、道路幅からみても考えにくい。ただ、工事（伐採工事）に隣接する区域であるので、騒音等でご迷惑をおかけする可能性はあると思われます。
※質問	※回答
・私は震度6強に耐えうるかどうか検査した上で現在の家を建てましたが、本事業で大規模な切土・盛土など造成工事を行った周辺の宅地は強度的に大丈夫ですか。工事上の基準を正確に知りたいのですが。	・本事業区域内は、宅地造成等規制区域内のため宅地造成等規制法に準拠した整備を行います。
※質問	※回答
・施行地区内外に接道する道路はどうなるのですか。施行地区内の道路とつながるのですか。	・施行地区内外の道路をつなげることは構造的に可能な箇所ですが、乗り入れ等については、日進市及び組合と協議していただく必要があると思います。
※質問	※回答
・区画道路は一方通行となるのですか。	・現在、警察と協議していますが、今の所そのような指示はありません。
※質問	※回答
・施行地区内の区画道路から、地区外の私道に出入りが出来るようになるのですか。進入してこないようにこちらから要望を提出する必要があるのですか。	・私道から区画道路への出入りをしないということであれば、ガードパイプなどを設置し乗入れができないようにすることは可能ですが、地区内外に接する箇所ですので、施工前に関係者に確認をさせていただきます。

※質問	※回答
・コンクリートの壁が施行地区内外を跨いでいるが、それはなくなるのですか。	・コンクリートの壁を壊したほうがよいのか、個別に相談させていただきます。
※質問	※回答
・イトーヨーカ堂が出店することによって、かなりの交通渋滞を招くものと思われ、住民が身動きができないような道路形態ではないですか。交通流量をどのように試算されたのか教えてください。	・イトーヨーカ堂出店にあたっては、県が定める大店法の許可が必要となります。現在、日進市・道路管理者や警察など関係機関との調整がはじまったところであり、イトーヨーカ堂の方で手続き等を進めてられていますので組合では分かりません。
※質問	※回答
・イトーヨーカ堂の建物配置並びに、駐車場の導線をどういうふうにするのかも決まっていなくて、組合単体で道路設計がされており、イトーヨーカ堂の影響により、今後道路の線形等が変わるのではないですか。	・組合としては、イトーヨーカ堂の計画により、現在の組合道路線形を変えるつもりはありませんが、イトーヨーカ堂の計画が、現在の道路線形でがさばけないようであれば、イトーヨーカ堂に計画見直しをお願いすることになると思います。
※質問	※回答
・都市計画道路が歩道付きの道路なのか、幅員がどれくらいなのか、また、信号がどこにつくのかなど渡された図面だけではさっぱり分からないのですが。	・都市計画道路全て歩道付きで片側一車線の対面通行となります。信号については、都市計画道路小田赤池線と駅前線の交差点には信号を設置するよう要望していますが、それ以外についてはイトーヨーカ堂の方からの要望もあり、日進市や警察と調整中です。
※質問	※回答
・153号線側道をダンプが走るのですか。	・側道をダンプは走りません。また、組合の工事車両であるとわかるよう、前面ガラスに組合工事車両と書いたプレートを付ける等で明確にしたいと考えています。
※質問	※回答
・本組合事業は何のために行うのですか。	・本地区は、市街化区域に編入されてから久しく、行き止まり道路が多く存在する中で、個々の宅地開発がされている状況であり、このような状況を解消するため、本事業の施行により、地区全域の生活環境の整備を行うためのものです。
※質問	※回答
・イトーヨーカ堂が撤退したら、この計画が成り立たなくなるのではないですか。交通渋滞が発生しないよう配慮しつつ、イトーヨーカ堂に成功してもらわないと私達、赤池住民としてはうれしくない結果になると思うのですが。	・景気が悪くなったからといって、撤退するということは現状においては一切考えていません。
※質問	※回答
・景気ではなくて、警察等の指導が思った以上に厳しく、思っていたほどの店舗規模が建てられないとなった場合、どうするのですか。	・進出のために投下される費用が回収できないとイトーヨーカ堂が判断されれば、申込み段階でこの土地を買ってまで進出する決断はされなかったと思います。
※質問	※回答
・イトーヨーカ堂が撤退した場合、他に買いたい企業があるのですか。	・その段階になってみないと分かりませんが、イトーヨーカ堂に決めさせていただいた経緯は、複数の申込みがある中から、イトーヨーカ堂を選ばせていただいていますので、組合としては信頼のある企業であると判断しています。
※質問	※回答
・私道が市道として認定されることはないでしょうか。	・市道認定は市に権限があり、組合が認定するものではないので分かりません。市へ問合せして下さい。
※質問	※回答
・ここ半年ぐらいで工事を行う場所はどこですか。また、どこからダンプが入ってくるのですか。	・車両ルートについては、現段階でははっきり決めていません。工事車両が通るルートを早めに決めて、整備していきたいと考えています。
※質問	※回答
・2号調整池及び近隣公園は何時頃から工事にかかるのですか。	・2号調整池については、来年度の工事発注を計画しています。近隣公園は事業計画上、平成27、28年度を予定していますが、国からの補助金の関係もあり、工事時期については今のところ未定です。

*質問	※回答
・1号調整池の上にある、特4-2号は小田赤池線とつながらないのですか。	・特4-2号の道路は、特殊道路といって、車、バイクが通行することができない歩行者専用道路です。また、当該道路は国道153号線の交差点と近接する位置にあり、安全を確保できないことから警察より車両通行禁止の指導があった道路であります。
*質問	※回答
・設計図右下、地区に隣接して幅員の広い道路がありますが、どういう計画なのか教えてください。	・県道岡崎名古屋線といい都市計画決定された道路です。県で整備される道路です。